

【千葉市にお住まいの方へ】

千葉市からの大切なお知らせ

令和7年9月から認可外保育施設や幼稚園等の 預かり保育の多子世帯支援制度を開始します。

新たに開始する制度の内容（千葉市多子世帯の利用者負担軽減給付金事業）

認可外保育施設や幼稚園等の預かり保育における多子世帯の保育料について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、令和7年9月から、きょうだいの年齢などに関わらず、

第2子以降の保育料を助成します。

※軽減の対象は保育料です。送迎費、給食費、行事費、入園料などは、これまでどおり保護者の負担となります。

対象者 ※次の要件をすべて満たすお子さん（一部の要件は保護者に関することとなります。）

- 千葉市に在住している
- 対象施設の0～2歳児クラスに在籍している（幼稚園・認定こども園の場合は、満3歳児クラス）
- 世帯の第2子以降である
- 保護者全員に保育の必要性（就労・疾病など、家庭での保育が困難な事由）がある
- 住民税課税世帯である

※住民税非課税世帯は「子育てのための施設等利用給付」の対象となりますので、本補助は対象外です。

- 保育所（園）、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業）を利用していないこと

※複数施設をご利用の場合は、対象となるか問い合わせ先までご連絡ください。

対象施設

- 対象となる施設は、「幼児教育・保育の無償化」制度における無償化対象施設です。

※企業主導型保育施設も含みます。

※市外の施設を利用されている場合は、施設が所在する自治体のホームページ等でご確認ください。

※病児・病後児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業は対象外です。

- 幼稚園、認定こども園、認可外保育施設

市内の対象施設は、右の二次元バーコードで確認できます。



- 企業主導型保育施設

市内の対象施設は、右の二次元バーコードで確認できます。



月額助成上限額

	第2子 ※1	第3子以降 ※3
幼稚園・認定こども園の預かり保育（満3歳児クラス）	8,150円 ※2	16,300円 ※4
認可外保育施設（0～2歳児クラス）	21,000円	42,000円
企業主導型保育施設（0～2歳児クラス）	18,550円(0歳)	37,100円(0歳)
	18,500円(1,2歳)	37,000円(1,2歳)

※1 保育料の半額と比較して低い方の額

※2 利用日数×225円と比較して低い方の額

※3 保育料と比較して低い方の額

※4 利用日数×450円と比較して低い方の額

助成金の手続きについては裏面をご覧ください



千葉開府 900年
千の葉に 時を刻んで 900年

助成金の支給を受けるまでの流れ

● STEP 1：認定申込み

保育施設を利用する前に、右記の必要書類を、利用施設のある区の保健福祉センターこども家庭課へご提出ください。

※認定申込書の提出日より前に遡って認定することはできません。
※状況に応じて、別途、書類の提出を求める場合があります。

● STEP 2：施設の利用及び保育料の支払い

利用前に、認定通知及び領収書兼保育提供証明書の様式を、施設へご提示ください。

利用後、保育料をお支払いのうえ、利用施設から、領収書兼保育提供証明書を受け取ります。

● STEP 3：給付金の請求

右記の必要書類を、幼保運営課へご提出ください。
窓口での提出をご希望の場合、区の保健福祉センターこども家庭課でも受付可能です。

●必要書類【認定申込み】

- ・多子世帯利用者負担軽減給付認定申込書（様式第1号）
- ・保育の必要性の事由を証明する書類
- ・同意書（様式第2号）

様式はこちらからダウンロードできます。



●必要書類【給付金の請求】

- ・請求書（様式第8号）
- ・領収書兼保育提供証明書（様式第9号）

様式はこちらからダウンロードできます。



償還スケジュール（3か月ごと）

		1期	2期	3期	4期
①	請求の対象となる利用月	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分
②	請求〆切日 ※1	7月20日	10月20日	1月20日	4月20日
③	支給予定日	9月末頃	12月末頃	3月末頃	6月末頃

※1 締め切り日当日が土日祝日の場合は、翌開庁日までにご提出ください。
締め切り日を過ぎた場合、支払いが次回分（3か月後）となることがあります。

よくある質問へのご回答

Q 認可を受けた保育施設に在籍しながら、認可外保育施設を利用した分は、支援の対象となりますか。
A 対象外です。本事業は、認可を受けた保育施設に在籍する方、「幼児教育・保育の無償化」制度の対象の方以外の利用者を対象としております。

Q 幼稚園に在籍しながら、認可外保育施設を利用した分は、支援の対象となりますか。
A 対象外です。ただし、幼稚園において「預かり保育事業」を実施していない場合など、対象となるケースがございますので、詳しくは、市ホームページまたは下記お問い合わせ先までご連絡ください。

Q 幼稚園で行うプレスクールやプレ保育は、対象となりますか。
A 対象外です。本事業の対象は、幼稚園における「預かり保育事業」での利用料となります。

※上記のほか、事業の詳細は、市のホームページ（右の二次元バーコード）で確認できます。



お問い合わせ先

● 制度に関するお問い合わせ

こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課 多子世帯利用者負担軽減給付金 担当者
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 高層棟8階 ☎ 043-245-5735

● 「認定申込みの手続き」に関するお問い合わせは、利用施設のある区のこども家庭課へお問い合わせください。

中央保健福祉センター こども家庭課 〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043 (221) 2172 FAX 043 (221) 2606	花見川保健福祉センター こども家庭課 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043 (275) 6421 FAX 043 (275) 6318	稲毛保健福祉センター こども家庭課 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043 (284) 6137 FAX 043 (284) 6182	若葉保健福祉センター こども家庭課 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043 (233) 8186 FAX 043 (233) 8178	緑保健福祉センター こども家庭課 〒266-8550 緑区鎌取町2-26-1 ☎043 (292) 8137 FAX 043 (292) 8284	美浜保健福祉センター こども家庭課 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043 (270) 3150 FAX 043 (270) 3291
--	--	---	---	--	---